

下呂市告示第 209 号

市道の一部供用廃止に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、市道を次のように一部供用廃止する。

その関係図面は令和 5 年 10 月 30 日から 2 週間、別表の個所において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 16 日

下呂市長 山内 登

別 表

縦 覧 個 所	閲 覧 時 間	備 考
下呂市役所 下呂総合庁舎内 建設部 建設総務課	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 但し、土日祭日除く	

記

番 号	路 線 名	起 点 終 点	一部供用廃止の期日
1	乗政 76 号線	下呂市乗政字島田 940 番 3 地先から 下呂市乗政字神ヶ尾 2974 番 12 地先まで	令和 5 年 11 月 1 日
2	落合 15 号線	下呂市小坂町落合字唐谷 2376 番 1 地先から 下呂市小坂町落合字御嶽 2376 番 3 地先まで	令和 5 年 11 月 1 日